

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公表特許公報(A)

(11) 特許出願公表番号

特表2016-527594  
(P2016-527594A)

(43) 公表日 平成28年9月8日(2016.9.8)

(51) Int.Cl.	F I	テーマコード (参考)
<b>G06F 3/0482 (2013.01)</b>	G06F 3/0482	5C164
<b>H04N 21/482 (2011.01)</b>	H04N 21/482	5E555
<b>H04N 21/232 (2011.01)</b>	H04N 21/232	
<b>G06F 17/30 (2006.01)</b>	G06F 17/30 380D	

審査請求 有 予備審査請求 未請求 (全 18 頁)

(21) 出願番号 特願2016-516498 (P2016-516498)  
 (86) (22) 出願日 平成25年8月2日 (2013.8.2)  
 (85) 翻訳文提出日 平成27年11月19日 (2015.11.19)  
 (86) 国際出願番号 PCT/US2013/053409  
 (87) 国際公開番号 WO2014/193427  
 (87) 国際公開日 平成26年12月4日 (2014.12.4)  
 (31) 優先権主張番号 61/828, 382  
 (32) 優先日 平成25年5月29日 (2013.5.29)  
 (33) 優先権主張国 米国 (US)

(71) 出願人 501263810  
 トムソン ライセンシング  
 Thomson Licensing  
 フランス国, 92130 イッシー レ  
 ムーリノー, ル ジャンヌ ダルク,  
 1-5  
 1-5, rue Jeanne d'Arc,  
 92130 ISSY LES  
 MOULINEAUX, France  
 (74) 代理人 100107766  
 弁理士 伊東 忠重  
 (74) 代理人 100070150  
 弁理士 伊東 忠彦  
 (74) 代理人 100091214  
 弁理士 大貫 進介

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 関連するメディア・アセットの動的な発見のための方法及びシステム

(57) 【要約】

関連するメディア・アセットの動的な発見のための方法及びシステムが提供される。方法は、ディスプレイスクリーンにおいてユーザに表示される複数のメディア・アセットのための複数のメディア・アセット表現を提供するステップ(420)を含む。方法は、複数のメディア・アセットの中からのメディア・アセットの選択のインジケーションを受け取るステップ(430)を更に含む。選択は、ユーザが選択をされるメディア・アセットをディスプレイスクリーン上の予め指定された位置に動かすことによって、行われる。方法は、インジケーションに応答して関連するメディア・アセットの推薦を提供するステップ(440)を更に含む。推薦は、ディスプレイスクリーン上の他の位置において提供される。他の位置の夫々は、複数のメディア・アセット関連カテゴリーの夫々1つに関連する。

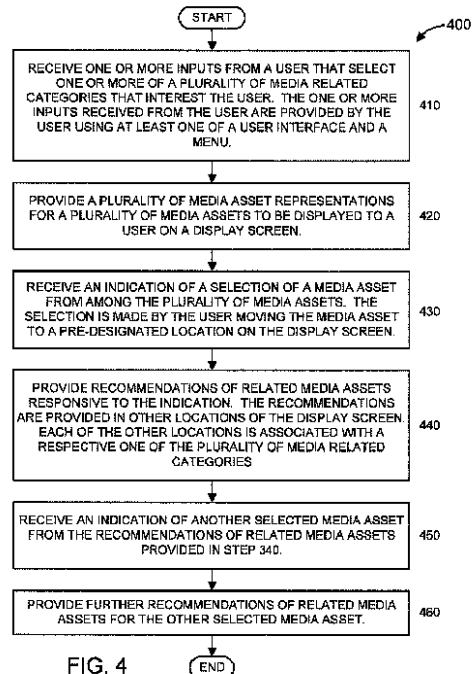


FIG. 4

**【特許請求の範囲】****【請求項 1】**

ディスプレイスクリーンにおいてユーザに表示される複数のメディア・アセットのための複数のメディア・アセット表現を提供するステップと、

前記複数のメディア・アセットの中からのメディア・アセットの選択のインジケーションを受け取るステップであって、該選択は、前記ユーザが当該選択をされるメディア・アセットを前記ディスプレイスクリーン上の予め指定された位置に動かすことによって行われる、ステップと、

前記インジケーションに応答して関連するメディア・アセットのレコメンデーションを提供するステップであって、該レコメンデーションは、前記ディスプレイスクリーン上の他の位置において提供され、該他の位置の夫々は、複数のメディア関連カテゴリの夫々 1 つに関連する、ステップと

を有する方法。

10

**【請求項 2】**

他の選択されたメディア・アセットのインジケーションを受け取るステップであって、該他の選択されたメディア・アセットは、前記関連するメディア・アセットのレコメンデーションの中から選択される、ステップと、

前記他の選択されたメディア・アセットのための前記関連するメディア・アセットの異なるレコメンデーションを提供するステップと

を更に有する請求項 1 に記載の方法。

20

**【請求項 3】**

前記複数のメディア関連カテゴリは、役者カテゴリ、監督カテゴリ、前記選択をされるメディア・アセットが公に利用可能になった 10 年紀に対応する 10 年紀カテゴリ、製作者カテゴリ、スタジオカテゴリ、及びジャンルカテゴリのうち少なくとも 1 つを含む、請求項 1 に記載の方法。

**【請求項 4】**

前記予め指定された位置は、前記ディスプレイスクリーンの中心であり、前記他の位置の少なくとも 1 つは、前記ディスプレイスクリーンの象限を有する、

請求項 1 に記載の方法。

**【請求項 5】**

前記複数のメディア関連カテゴリの中から 1 つ以上のメディア関連カテゴリを選択する前記ユーザからの 1 つ以上の入力を受け取るステップを更に有し、

前記レコメンデーションは、前記複数のメディア関連カテゴリの中の前記選択された 1 つ以上のメディア関連カテゴリのためにのみ提供される、

請求項 1 に記載の方法。

30

**【請求項 6】**

前記ユーザからの前記 1 つ以上の入力は、ユーザインタフェース及びメニューのうち少なくとも 1 つにより前記ユーザによって提供される、

請求項 5 に記載の方法。

**【請求項 7】**

前記ディスプレイスクリーンは、ユーザインタフェースに含まれる、

請求項 1 に記載の方法。

40

**【請求項 8】**

ディスプレイスクリーンにおいてユーザに表示される複数のメディア・アセットのための複数のメディア・アセット表現を提供するメディア記述データベースと、

前記複数のメディア・アセットの中からのメディア・アセットの選択のインジケーションを受け取り、該インジケーションに応答して関連するメディア・アセットのレコメンデーションを提供する関連メディア・アセット検索部と

を有し、

前記選択は、前記ユーザが当該選択をされるメディア・アセットを前記ディスプレイ

50

クリーン上の予め指定された位置に動かすことによって行われ、前記レコメンデーションは、前記ディスプレイスクリーン上の他の位置において提供され、該他の位置の夫々は、複数のメディア関連カテゴリの夫々1つに関連する、システム。

【請求項9】

前記関連メディア・アセット検索部は、

他の選択されたメディア・アセットのインジケーションを受け取り、該他の選択されたメディア・アセットが、前記関連するメディア・アセットのレコメンデーションの中から選択され、

前記他の選択されたメディア・アセットのための前記関連するメディア・アセットの異なるレコメンデーションを提供する、

請求項8に記載のシステム。

【請求項10】

前記複数のメディア関連カテゴリは、役者カテゴリ、監督カテゴリ、前記選択をされるメディア・アセットが公に利用可能になった10年紀に対応する10年紀カテゴリ、製作者カテゴリ、スタジオカテゴリ、及びジャンルカテゴリのうち少なくとも1つを含む、請求項8に記載のシステム。

【請求項11】

前記予め指定された位置は、前記ディスプレイスクリーンの中心であり、前記他の位置の少なくとも1つは、前記ディスプレイスクリーンの象限を有する、

請求項8に記載のシステム。

【請求項12】

前記関連メディア・アセット検索部は、前記複数のメディア関連カテゴリの中から1つ以上のメディア関連カテゴリを選択する前記ユーザからの1つ以上の入力を受け、

前記レコメンデーションは、前記複数のメディア関連カテゴリの中の前記選択された1つ以上のメディア関連カテゴリのためにのみ提供される、

請求項8に記載のシステム。

【請求項13】

前記ユーザからの前記1つ以上の入力は、ユーザインタフェース及びメニューのうち少なくとも1つにより前記ユーザによって提供される、

請求項12に記載のシステム。

【請求項14】

前記ディスプレイスクリーンは、ユーザインタフェースに含まれる、

請求項8に記載のシステム。

【請求項15】

ディスプレイスクリーンにおいてユーザに表示される複数のメディア・アセットのための複数のメディア・アセット表現を提供するステップと、

前記複数のメディア・アセットの中からのメディア・アセットの選択のインジケーションを受け取るステップであって、該選択は、前記ユーザが当該選択をされるメディア・アセットを前記ディスプレイスクリーン上の予め指定された位置に動かすことによって行われる、ステップと、

前記インジケーションに応答して関連するメディア・アセットのレコメンデーションを提供するステップであって、該レコメンデーションは、前記ディスプレイスクリーン上の他の位置において提供され、該他の位置の夫々は、複数のメディア関連カテゴリの夫々1つに関連する、ステップと

を有する方法を実行するためのコンピュータ実行可能コードを記憶した非一時的なコンピュータ可読記憶媒体。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

10

20

30

40

50

本原理は、概して、ユーザインタフェースに関し、特に、関連するメディア・アセットの動的な発見のための方法及びシステムに関する。

【背景技術】

【0002】

現在、デジタルコンテンツプロバイダ（例えば、制限なしに、Netflix（登録商標）、Hulu（登録商標）、及びAmazon（登録商標）、など）からのユーザインタフェースは、ユーザが関連するメディア・アセットの選択のレイアウトをカスタマイズするための能力を提供しない。そのようなデジタルコンテンツプロバイダには、例えば前述の企業などのインターネットプロバイダを介してエンドユーザへコンテンツを提供するサードパーティのデジタルコンテンツプロバイダがあるが、それに限られない。

10

【発明の概要】

【0003】

先行技術のそれら及び他の欠点及び不都合は、関連するメディア・アセットの動的な発見のための方法及びシステムを対象とする本原理によって対処される。

【0004】

本原理の態様に従って、方法が提供される。当該方法は、ディスプレイスクリーンにおいてユーザに表示される複数のメディア・アセットのための複数のメディア・アセット表現を提供するステップを含む。当該方法は、前記複数のメディア・アセットの中からのメディア・アセットの選択のインジケーションを受け取るステップを更に含む。前記選択は、前記ユーザが当該選択をされるメディア・アセットを前記ディスプレイスクリーン上の予め指定された位置に動かすことによって、行われる。当該方法は、前記インジケーションに回答して関連するメディア・アセットのレコメンデーションを提供するステップを更に含む。前記レコメンデーションは、前記ディスプレイスクリーン上の他の位置において提供される。前記他の位置の夫々は、複数のメディア関連カテゴリの夫々1つに関連する。

20

【0005】

本原理の他の態様に従って、システムが提供される。当該システムは、ディスプレイスクリーンにおいてユーザに表示される複数のメディア・アセットのための複数のメディア・アセット表現を提供するメディア記述データベースを含む。当該システムは、前記複数のメディア・アセットの中からのメディア・アセットの選択のインジケーションを受け取り、該インジケーションに回答して関連するメディア・アセットのレコメンデーションを提供する関連メディア・アセット検索部を更に含む。前記選択は、前記ユーザが当該選択をされるメディア・アセットを前記ディスプレイスクリーン上の予め指定された位置に動かすことによって、行われる。前記レコメンデーションは、前記ディスプレイスクリーン上の他の位置において提供される。前記他の位置の夫々は、複数のメディア関連カテゴリの夫々1つに関連する。

30

【0006】

本原理の更なる他の態様に従って、方法を実行するためのコンピュータ実行可能コードを記憶した非一時的なコンピュータ可読記憶媒体が提供される。前記方法は、ディスプレイスクリーンにおいてユーザに表示される複数のメディア・アセットのための複数のメディア・アセット表現を提供するステップを含む。前記方法は、前記複数のメディア・アセットの中からのメディア・アセットの選択のインジケーションを受け取るステップを更に含む。前記選択は、前記ユーザが当該選択をされるメディア・アセットを前記ディスプレイスクリーン上の予め指定された位置に動かすことによって、行われる。前記方法は、前記インジケーションに回答して関連するメディア・アセットのレコメンデーションを提供するステップを更に含む。前記レコメンデーションは、前記ディスプレイスクリーン上の他の位置において提供される。前記他の位置の夫々は、複数のメディア関連カテゴリの夫々1つに関連する。

40

【0007】

本原理のそれら及び他の態様、特徴及び利点は、添付の図面に関連して読まれるべき、

50

例となる実施形態の以下の詳細な説明から明らかになるであろう。

【図面の簡単な説明】

【0008】

本原理は、次の例となる図に従って、より良く理解され得る。

【図1】本原理の実施形態に従って、本原理が適用され得る、ビデオコンテンツを配信するシステム100を例示する。

【図2】本原理の実施形態に従って、本原理が適用され得る、プロセッシングシステム200を例示する。

【図3】本原理の実施形態に従って、関連するメディア・アセットの動的な発見のためのシステム300を例示する。

【図4】本原理の実施形態に従って、関連するメディア・アセットの動的な発見のための方法400を例示する。

【図5】本原理の実施形態に従って、関連するメディア・アセットを表示するユーザインタフェース500を例示する。

【図6】本原理の実施形態に従って、図5のユーザインタフェース500の中心へ動かされるメディア・アセットの表現600を例示する。

【図7】本原理の実施形態に従って、図6の選択されたメディア・アセットに対する関連するメディア・アセットの結果の表現700を例示する。

【発明を実施するための形態】

【0009】

本原理は、関連するメディア・アセットの動的な発見のための方法を対象とする。

【0010】

実施形態において、ユーザインタフェースは、ディスプレイスクリーンの異なる領域においてグループ化されるメディア・アセットのレコメンデーションを表示するよう提供される。実施形態において、第1メディア・アセットが選択される場合に、メディア・アセットの複数のレコメンデーションがそのような領域において提示される。このとき、夫々の領域は、特定のトピック（監督、役者、ジャンル、メディア・アセットの10年紀、及び同様のもの）に関連する。そのような領域の対象は、ユーザの好みに応じて変更され得る。実施形態において、ユーザの好みは、特定のカテゴリの領域を指定することに関係がよい。その領域には、特定のカテゴリのメディア・アセットが表示され、例えば、関連するメディア・アセットに係るトピックが見つけれられる。

【0011】

本明細書は、本原理を説明する。よって、明らかなことだが、当業者は、ここで明示的に記載及び図示されていなくとも、本原理を具現し且つその主旨及び適用範囲内に含まれる様々な配置を考えつくことができるであろう。

【0012】

ここで挙げられている全ての例及び条件付き語は、当該技術を促進することに本発明者によって寄与される概念及び本原理を読者が理解するのを助ける教育的目的のためのものであり、そのような具体的に挙げられている例及び条件に制限されないものとして解釈されるべきである。

【0013】

更に、本原理の原理、態様及び実施形態並びにそれらの具体例を挙げているここでの全ての記述は、それらの構造的及び機能的等価物のいずれも包含するよう意図される。加えて、そのような等価物は、現在知られている等価物及び将来開発される等価物（すなわち、構造にかかわらず、同じ機能を実行する、開発されたあらゆる要素）の両方を含むことが意図される。

【0014】

よって、例えば、ここで提示されるブロック図は、本原理を具現する、実例となる回路構成の概念図に相当することが、当業者によって認識されるであろう。同様に、如何なるフローチャート、フロー図、状態遷移図、擬似コード、及び同様のものも、コンピュータ

10

20

30

40

50

可読媒体において実質的に表され、コンピュータ又はプロセッサによって、そのようなコンピュータ又はプロセッサが明示的に示されていようとなかろうと、そのように実行され得る様々なプロセスに相当することが認識されるであろう。

【0015】

図中に示されている様々な要素の機能は、適切なソフトウェアと関連してソフトウェアを実行可能なハードウェアに加えて、専用のハードウェアの使用を通じて、提供されてよい。プロセッサによって提供される場合に、機能は、単一の専用プロセッサによって、単一の共有プロセッサによって、あるいは、一部のプロセッサが供給され得る複数の個別的なプロセッサによって、提供されてよい。更に、語「プロセッサ」又は「コントローラ」の明示的な使用は、ソフトウェアを実行することができるハードウェアにもっぱら言及するものと解釈されるべきではなく、制限なしに、デジタル信号プロセッサ(digital signal processor)(DSP)ハードウェア、ソフトウェアを記憶するための読出専用メモリ(read-only memory)(ROM)、ランダムアクセスメモリ(random access memory)(RAM)、及び不揮発性ストレージを暗に含んでよい。

10

【0016】

従来型及び/又はカスタムの他のハードウェアも含まれてよい。同様に、図中に示されている如何なるスイッチも、単に概念的にすぎない。それらの機能は、プログラムロジックの動作を通じて、専用のロジックを通じて、プログラム制御と専用のロジックとのインタラクションを通じて、あるいは、手動によってさえ、実行されてよく、特定の技術は、文脈からより具体的に理解されるように、実施者によって選択可能である。

20

【0017】

本願の特許請求の範囲において、特定の機能を実行する手段として表されている如何なる要素も、例えば、a)その機能を実行する回路素子の組み合わせ、又はb)あらゆる形態をとる、従って、ファームウェア、マイクロコード若しくは同様のものを含むソフトウェアであって、機能を実行するよう当該ソフトウェアを実行するための適切な回路と組み合わせられるソフトウェアを含む、その機能を実行するあらゆる方法を包含するよう意図される。そのような特許請求の範囲によって定義される本原理は、様々な列挙されている手段によって提供される機能性が、特許請求の範囲が要求する形態において組み合わせられて寄せ集められるという事実にある。よって、そのような機能性を提供することができる如何なる手段も、ここで示されているものと同等であると見なされる。

30

【0018】

本原理の「一実施形態」又は「実施形態」との本明細書中での言及、及びその他の変形は、実施形態に関連して記載されている特定の機能、構造、特性、などが本原理の少なくとも一つの実施形態に含まれることを意味する。よって、本明細書の全体を通して様々な箇所で見られる、「一実施形態において」又は「実施形態では」との言い回し、及びあらゆる他の変形の出現は、必ずしも全てが同じ実施形態に言及しているわけではない。

【0019】

当然ながら、次の「/」、「及び/又は」、及び「~のうちの少なくとも一つ」のいずれかの使用は、例えば、「A/B」、「A及び/又はB」及び「A及びBのうちの少なくとも一つ」の場合において、最初に挙げられている選択肢(A)のみの選択、又は二番目に挙げられている選択肢(B)のみの選択、又は両方の選択肢(A及びB)の選択を包含するよう意図される。更なる例として、「A、B、及び/又はC」及び「A、B、及びCのうちの少なくとも一つ」の場合において、そのような言い回しは、最初に挙げられている選択肢(A)のみの選択、二番目に挙げられている選択肢(B)のみの選択、又は三番目に挙げられている選択肢(C)のみの選択、又は最初及び二番目に挙げられている選択肢(A及びB)のみの選択、又は最初及び三番目に挙げられている選択肢(A及びC)のみの選択、又は二番目及び三番目に挙げられている選択肢(B及びC)のみの選択、又は3つ全ての選択肢(A及びB及びC)の選択を包含するよう意図される。これは、当該及び関連する技術において通常の知識を有する者によって容易に理解されるように、挙げられる項目の数だけ拡張されてよい。

40

50

## 【0020】

最初に、様々なタイプのコンテンツをユーザに配信するシステムが記載される。

## 【0021】

図1は、本原理の実施形態に従って、本原理が適用され得る、ビデオコンテンツを配信するシステム100を例示する。コンテンツは、例えば映画スタジオ又は製作会社などのコンテンツ源102によって生じる。コンテンツは、2つの形式のうちの少なくとも1つにおいて供給されてよい。1つの形式は、ブロードキャスト形式のコンテンツであってよい。ブロードキャスト・コンテンツは、ブロードキャスト・アフィリエイト・マネージャ104へ供給される。ブロードキャスト・アフィリエイト・マネージャは、通常は全国放送サービスであり、例えば、American Broadcasting Company (ABC)、National Broadcasting Company (NBC)、Columbia Broadcasting System (CBS) などがあ  
10  
る。ブロードキャスト・アフィリエイト・マネージャは、コンテンツを収集し保管してよく、配信ネットワーク1(106)として示される配信ネットワークを介したコンテンツの配信をスケジューリングしてよい。配信ネットワーク1(106)は、全国的なセンターから1つ以上の地方の又は局所的なセンターへの衛星リンク伝送を含んでよい。配信ネットワーク1(106)は、例えば無線放送、衛星放送、又はケーブル放送を介した、局所的配信システムを用いる局所的コンテンツ配信を更に含んでよい。局所的に配信されたコンテンツは、ユーザの家にあるユーザのセットトップボックス/デジタルビデオレコーダ(digital video recorder) (DVR) 108へ供給される。ここで、コンテンツは、ユーザによるその後の検索の結果の部分形成する。  
20

## 【0022】

第2の形式のコンテンツは、スペシャルコンテンツと呼ばれる。スペシャルコンテンツは、プレミアム・ビューイング、ペイ・パー・ビュー、又はさもなければブロードキャスト・アフィリエイト・マネージャへ供給されない他のコンテンツとして配信され得るコンテンツを含んでよい。スペシャルコンテンツは、コンテンツ・マネージャ110へ配信されてよい。コンテンツ・マネージャ110は、例えば、コンテンツプロバイダ、ブロードキャストサービス、又は配信ネットワークサービスの系列であるインターネットウェブサイトなどのサービスプロバイダであってよい。コンテンツ・マネージャ110はまた、インターネットコンテンツを配信システムに、又は明示的には、ユーザのセットトップボックス/デジタルビデオレコーダ108へ未だ配信されていないコンテンツが検索され得る  
30  
ように検索にのみ、組み込んでよい。コンテンツ・マネージャ110は、コンテンツをユーザのセットトップボックス/デジタルビデオレコーダ108へ別個の配信ネットワーク、すなわち、配信ネットワーク2(112)を介して配信してよい。配信ネットワーク2(112)は、高速ブロードバンドインターネット型通信システムを含んでよい。留意すべきは、ブロードキャスト・アフィリエイト・マネージャ104からのコンテンツはまた、配信ネットワーク2(112)の全て又は部分により配信されてよく、コンテンツ・マネージャ110からのコンテンツは、配信ネットワーク1(106)の全て又は部分により配信されてよい点である。加えて、ユーザはまた、コンテンツ・マネージャ110によって管理されるコンテンツを必ずしも有さずに、配信ネットワーク2(112)を介してインターネットから直接にコンテンツを取得してよい。  
40

## 【0023】

セットトップボックス/デジタルビデオレコーダ108は、配信ネットワーク1及び配信ネットワーク2の一方又は両方から種々のタイプのコンテンツを受信してよい。セットトップボックス/デジタルビデオレコーダ108は、コンテンツを処理し、ユーザの好み及びコマンドに基づきコンテンツの分離を提供する。セットトップボックス/デジタルビデオレコーダ108は、オーディオ及びビデオコンテンツを記録及び再生するために、例えばハードドライブ又は光ディスクドライブなどのストレージデバイスを更に含んでよい。処理されたコンテンツは、ディスプレイデバイス114へ供給される。ディスプレイデバイス114は、従来の2Dタイプディスプレイであってよく、あるいは、代替的に、先進的な3Dディスプレイであってよい。当然に、例えば無線電話機、PDA、コンピュー  
50

タ、ゲーム機、リモートコントロール、マルチメディアプレイヤー、又は同様のものなどの、表示機能を備えた他のデバイスは、本開示の教示を用いてよく、本開示の適用範囲内にあると見なされる。幾つかの実施形態では、少なくともディスプレイデバイス 114 は、他の実施形態では、更にセットトップボックス/デジタルビデオレコーダ 108 は、例えば、図 2 に関して図示及び記載されるプロセッシングシステム 200 などの、ディスプレイを備えたプロセッシングシステムによって置換され得る。プロセッシングシステム 200 は、あらゆるメディア消費/表現デバイスの代表であることができる。

#### 【0024】

図 2 は、本原理の実施形態に従って、本原理が適用され得るプロセッシングシステム 200 を例示する。プロセッシングシステム 200 は、システムバス 202 を介して他のコンポーネントへ動作上結合される少なくとも 1 つのプロセッサ (CPU) 204 を有する。キャッシュ 206、読出専用メモリ (Read Only Memory) (ROM) 208、ランダムアクセスメモリ (Random Access Memory) (RAM) 210、入出力 (input/output) (I/O) アダプタ 220、サウンドアダプタ 230、ネットワークアダプタ 240、ユーザインタフェースアダプタ 250、及びディスプレイアダプタ 260 は、システムバス 202 へ動作上結合される。

10

#### 【0025】

第 1 ストレージデバイス 222 及び第 2 ストレージデバイス 224 は、I/O アダプタ 220 によってシステムバス 202 へ動作上結合される。ストレージデバイス 222 及び 224 は、ディスクストレージデバイス (例えば、磁気又は光ディスクストレージデバイス)、ソリッドステート磁気デバイス、などのいずれかであることができる。ストレージデバイス 222 及び 224 は、同じタイプのストレージデバイス及び/又は異なるタイプのストレージデバイスであることができる。

20

#### 【0026】

スピーカ 232 は、サウンドアダプタ 230 によってシステムバス 202 へ動作上結合される。

#### 【0027】

トランシーバ 242 は、ネットワークアダプタ 240 によってシステムバス 202 へ動作上結合される。

#### 【0028】

第 1 ユーザ入力デバイス 252、第 2 ユーザ入力デバイス 254、及び第 3 ユーザ入力デバイス 256 は、ユーザインタフェースアダプタ 250 によってシステムバス 202 へ動作上結合される。ユーザ入力デバイス 252、254 及び 256 は、キーボード、マウス、キーパッド、画像キャプチャデバイス、モーション検知デバイス、マイクロホン、先のデバイスのうちの少なくとも 2 つの機能性を組み込むデバイス、などのいずれかであることができる。当然、他のタイプの入力デバイスも、本原理の主旨を保ちながら使用可能である。ユーザ入力デバイス 252、254 及び 256 は、同じタイプのユーザ入力デバイス又は異なるタイプのユーザ入力デバイスであることができる。ユーザ入力デバイス 252、254 及び 256 は、システム 200 に対して情報を入力及び出力するために使用される。

30

40

#### 【0029】

ディスプレイデバイス 262 は、ディスプレイアダプタ 260 によってシステムバス 202 へ動作上結合される。

#### 【0030】

当然、プロセッシングシステム 200 は、当業者によって容易に想到されるように、他の要素 (図示せず。) を更に含むと共に、特定の要素を省略してよい。例えば、様々な他の入力デバイス及び/又は出力デバイスは、当業者によって容易に理解されるように、プロセッシングシステム 200 の特定の実施に応じて、プロセッシングシステム 200 に含まれ得る。例えば、様々なタイプの無線及び/又は有線の入力及び/又は出力デバイスが使用され得る。更に、追加のプロセッサ、コントローラ、メモリ、なども、様々な構成に

50

において、当業者によって容易に認識されるように利用され得る。プロセッシングシステム 200 のそれら及び他の変形例は、ここで与えられている本原理の教示を鑑みて当業者によって容易に想到される。

【0031】

更に、当然ながら、図 3 に関連して以下で記載されるシステム 300 は、本原理の夫々の実施形態を実施するためのシステムである。プロセッシングシステム 200 の部分又は全ては、システム 200 の要素のうちの一つ以上において実装されてよい。

【0032】

更に、当然ながら、プロセッシングシステム 200 は、例えば、図 4 の方法 400 の少なくとも部分を含む、ここで記載される方法の少なくとも部分を実行してよい。同様に、システム 300 の部分又は全ては、図 4 の方法 400 の少なくとも部分を実行するために使用されてよい。

【0033】

図 3 は、本原理の実施形態に従って、関連するメディア・アセットの動的な発見のためのシステム 300 を例示する。システム 300 は、図 5 乃至 7 において示されるユーザインタフェース 500 を実施するために使用され得る。システム 300 は、メディア記述データベース 310、関連メディア・アセット検索部 320、サービスオペレータサーバ 330、メディア・アセットサーバ 340、消費デバイス 350、及び他の消費デバイス 360 を有する。当然、明らかなように、ただ 2 つの消費デバイスしか図 3 の実施形態では示されていないが、本原理の主旨を保ちながら、消費デバイスは幾つでも使用され得る。消費デバイス 350 は、ディスプレイスクリーン 351 を有し、消費デバイス 360 は、ディスプレイスクリーン 361 を有する。消費デバイス 350 及び 360 は、如何なるタイプのメディア消費及び / 又はメディア表現デバイスであることもできる。

【0034】

実施形態において、ユーザインタフェース 500 は、メディア・アセットサーバ 340、関連メディア・アセット検索部 320、及びサービスオペレータサーバ 330 のいずれかから受け取られ得る。実施形態において、ユーザインタフェース 500 は、消費デバイス 350 及び 360 において、その対応するユーザによる使用のために提供される。

【0035】

ユーザインタフェース 500 がユーザに提示される場合に、ユーザは多数の異なったメディア・アセット表現を示され得る。そのような表現は、メディア記述データベース 310 によってもたらされ得る。実施形態において、メディア記述データベース 310 は、メディア・アセットに対応するグラフィクス及びメタデータの両方を含む。ユーザがユーザインタフェース 500 の中心においてメディア・アセット表現を置く場合に（例えば、図 5 に図示）、関連メディア・アセット検索部 320 は、関連するメディア・アセットをメディア記述データベース 310 において探すために使用され得る。

【0036】

例えば、関連メディア・アセット検索部 320 は、選択されたメディア・アセットに関連するメタデータ及びメタデータ・フィールド（役者、監督、ジャンル、著作権の年、など）を決定し、メタデータ及びメタデータ・フィールドを検索の基礎として用いる。検索されるメタデータ・フィールドは、図 5 乃至 7 に示されるように、ユーザが選択したメディア関連カテゴリを考慮して決定される。代替的に、そのようなメタデータ・フィールドは、ユーザのために予め選択されており、その後、ユーザの好みに基づきユーザによって変更され得る。メディア・アセットの事前の選択 / 消費に基づくユーザプロファイルは、どの関連するメディア・アセットが示されるべきかを決定するために使用され得る。

【0037】

関連するメディア・アセットの検索を行った後、その結果は、図 7 において示されるように表示され得る。そのような結果は、ユーザプロファイル情報を考慮してフィルタリングされ得る。次いで、選択されたメディア・アセットは、ユーザがオーバ・ザ・トップ・サービス、サービスプロバイダ、ビデオ・オン・デマンド・サービス、などを使用してい

10

20

30

40

50

る場合に、サービスオペレータサーバ330を通じてメディア・アセットサーバ340から再生され得る。当然ながら、先に挙げたものは、単に例示にすぎず、よって、他のタイプのサービス及びプロバイダも、本原理の主旨を保ちながら、本原理の教示に従って使用され得る。

【0038】

図4は、本原理の実施形態に従って、関連するメディア・アセットの動的な発見のための方法400を例示する。

【0039】

ステップ410で、ユーザの興味を引く複数のメディア関連カテゴリのうちの一つ以上を選択するユーザからの一つ以上の入力を受け取る。ユーザから受け取られる一つ以上の入力は、ユーザインタフェース（例えば、ユーザインタフェース500）及びメニューのうち少なくとも一つを用いてユーザによって提供される。他の実施形態では、それらのカテゴリは、予め選択されてよく（例えば、デフォルトのカテゴリとして。）、その場合に、ユーザは、ユーザがそのように選択するならば、ステップ410で選択を変更することができる。

10

【0040】

ステップ420で、ディスプレイスクリーンにおいてユーザに表示される複数のメディア・アセットのための複数のメディア・アセット表現を提供する。

【0041】

ステップ430で、複数のメディア・アセットの中からのメディア・アセットの選択のインジケーションを受け取る。選択は、ユーザがそのメディア・アセットをディスプレイスクリーン上の予め指定された位置に動かすことによって、行われる。

20

【0042】

ステップ440で、インジケーションに応答して、関連するメディア・アセットのレコメンデーションを提供する。レコメンデーションは、ディスプレイスクリーン上の他の位置において提供される。他の位置の夫々は、複数のメディア関連カテゴリの夫々一つに関連する。

【0043】

ステップ450で、ステップ440で提供された関連するメディア・アセットのレコメンデーションの中からの他の選択されたメディア・アセットのインジケーションを受け取る。

30

【0044】

ステップ460で、他の選択されたメディア・アセットのための関連するメディア・アセットの更なるレコメンデーションを提供する。

【0045】

本原理は、ユーザインタフェース（例えば、ユーザインタフェース500）を提供し、そのユーザインタフェースにおいて、人は、メディア・アセットの表現を中心領域内に置く。その場合に、ユーザインタフェースは、ユーザインタフェース領域の様々な領域において、関連するメディア・アセットの異なるレコメンデーションをレンダリングする。それらの領域は、メニュー、ユーザインタフェース、又は他のメニューを介してユーザによって選択され得る、例えば、役者、監督、10年紀、ジャンル、製作者、スタジオ、及び同様のものなどの異なるカテゴリの表現である。当然ながら、先のカテゴリは、単に実例であり、よって、他のカテゴリも、本原理の主旨を保ちながら使用され得る。

40

【0046】

図5は、本原理の実施形態に従って、関連する（推薦される）メディア・アセットを表示するユーザインタフェース500を例示する。ユーザインタフェース500は、ユーザがメディア・アセットの表現を置く中心領域（本例では、中心領域は“M-GO”により表記されている。）を含む。ユーザがメディア・アセットの表現を中心領域に置く場合に、他の推薦される/関連するメディア・アセットは、“ACTOR”（役者）、“DIRECTOR”（監督）、“DECADE”（10年紀）、“GENRE”（ジャンル）と

50

して表される他の領域において示される。それらの他の領域は、ユーザによって選択され得る異なるカテゴリを表す。当然ながら、“中心領域”が図5の例において使用されているが、他の予め指定された領域が、関連するメディア・アセットのレコメンデーションを本質的にトリガするために使用され得る。

【0047】

図6は、本原理の実施形態に従って、図5のユーザインタフェース500の中心へ動かされるメディア・アセットの表現600を例示する。図6（及び図7）の例では、ユーザインタフェース500の中心へ動かされるメディア・アセットは、映画「Argo」である。メディア・アセット「Argo」をユーザインタフェース500の中心領域（又は、本原理の他の実施形態では、何らかの他の予め指定された領域）へ動かす動作は、本質的に、そのメディア・アセット（Argo）を選択することをもたらす。

10

【0048】

図7は、本原理の実施形態に従って、図6の選択されたメディア・アセット（Argo）に対する関連するメディア・アセットの結果の表現700を例示する。“ACTOR”（役者）象限において、ベン・アフレックが主演する映画、例えば、「Daredevil」及び「The Town」などが示される。これは、ベン・アフレックが、映画「Argo」に出演する役者であることによる。

【0049】

同様に、“DIRECTOR”（監督）象限において、監督が「Argo」と相似である映画が示される。従って、ベン・アフレックによって監督された映画「Gone Baby Gone」が、関連するメディア・アセットとして示される一方、映画「Chasing Amy」が示されている。映画「Chasing Amy」は、ケビン・スミスによって監督された映画であり、ケビン・スミスは、多くのプロジェクトにおいてベン・アフレック（「Chasing Amy」の主演を務めた。）と共に働く監督である。このように、明らかなように、“DIRECTOR”（監督）象限は、相似な監督、すなわち、選択されたメディア・アセットにおける対応する役者と共に働いた同じ監督（複数を含む。）に対応することができる。

20

【0050】

“DECADE”（10年）象限は、例えば「Zero Dark Thirty」及び「Bully」などの、2010年代（「Argo」と同じ10年）からのメディア・アセットを示す。

30

【0051】

最後に、“GENRE”（ジャンル）として表される象限は、例えば「Inception」及び「Shutter Island」などのサスペンス映画（映画「Argo」のジャンル）を表示する。

【0052】

有利なことには、結果におけるメディア・アセットの夫々は、次いで、レコメンデーションのプロセス（図4のステップ450及び460に関して図示及び記載される。）を続けるように、ユーザインタフェース500の中心へ更に動かされ得る。

【0053】

図6及び7の動作内で、異なるメディア・アセットは、異なる結果をもたらす。同様に、象限のための選択されるカテゴリは、ユーザの好みに基づき変更され得る。加えて、領域の数は、同様に、ユーザの好みによって増減され得る。

40

【0054】

記載は、これより、本発明の多くの付随する利点／特徴の幾つかについて与えられる。それらの幾つは上述されている。例えば、1つの利点／特徴は、ディスプレイスクリーンにおいてユーザに表示される複数のメディア・アセットのための複数のメディア・アセット表現を提供するステップを含む方法である。当該方法は、前記複数のメディア・アセットの中からのメディア・アセットの選択のインジケーションを受け取るステップを更に含む。前記選択は、前記ユーザが前記選択をされるメディア・アセットを前記ディスプレイ

50

スクリーン上の予め指定された領域へ動かすことによって行われる。当該方法は、前記インジケーションに回答して関連するメディア・アセットのレコメンデーションを提供するステップを更に含む。前記レコメンデーションは、前記ディスプレイスクリーン上の他の位置において提供される。前記他の位置の夫々は、複数のメディア関連カテゴリの夫々1つに関連する。

【0055】

他の利点/特徴は、上述された方法であって、当該方法は、他の選択されたメディア/アセットのインジケーションを受け取るステップを更に含む。前記他の選択されたメディア・アセットは、前記関連するメディア・アセットのレコメンデーションの中から選択される。当該方法は、前記他の選択されたメディア・アセットのための関連するメディア・アセットの更なるレコメンデーションを提供するステップを更に含む。

10

【0056】

更なる他の利点/特徴は、上述された方法であって、前記複数のメディア関連カテゴリは、役者カテゴリ、監督カテゴリ、前記選択されたメディア・アセットが公に利用可能にされた10年紀に対応する10年紀カテゴリ、製作者カテゴリ、スタジオカテゴリ、及びジャンルカテゴリのうちの少なくとも1つを含む。

【0057】

更なる他の利点/特徴は、上述された方法であって、前記予め指定された位置は、前記ディスプレイスクリーンの中心であり、前記他の位置の少なくとも1つは、前記ディスプレイスクリーンの象限を有する。

20

【0058】

更に、他の利点/特徴は、上述された方法であって、前記複数のメディア関連カテゴリのうちの1つ以上を選択する前記ユーザからの1つ以上の入力を受け取るステップを更に有する方法である。前記レコメンデーションは、前記複数のメディア関連カテゴリのうちの前記選択された1つ以上のためにのみ提供される。

【0059】

更に、他の利点/特徴は、上述された方法であって、前記ユーザからの前記1つ以上の入力は、ユーザインタフェース及びメニューのうちの少なくとも1つを用いて前記ユーザによって提供される。

【0060】

また、他の利点/特徴は、上述された方法であって、前記ディスプレイスクリーンはユーザインタフェースに含まれる。

30

【0061】

本原理のそれら及び他の特徴及び利点は、ここでの教示に基づき当業者によって容易に確かめられ得る。本原理の教示は、様々な形態のハードウェア、ソフトウェア、ファームウェア、専用プロセッサ、又はそれらの組み合わせにおいて実装され得ることが理解されるべきである。

【0062】

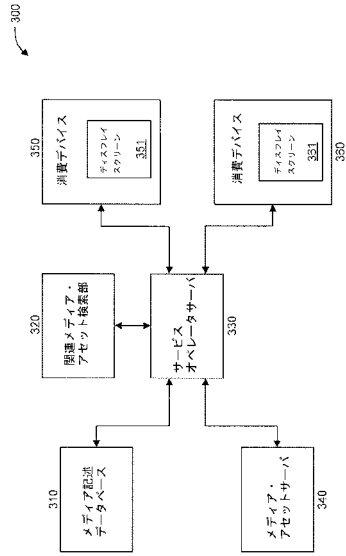
最も望ましくは、本原理の教示は、ハードウェアとソフトウェアとの組み合わせとして実装される。更に、ソフトウェアは、プログラム記憶ユニットにおいて有形に具現されるアプリケーションプログラムとして実装されてよい。アプリケーションプログラムは、何らかの適切なアーキテクチャを有するマシンにアップロードされて、それにより実行されてよい。望ましくは、マシンは、例えば1つ以上の中央演算処理装置 (central processing units) (CPU)、ランダムアクセスメモリ (RAM)、及び/又は入出力 (I/O) インタフェースなどのハードウェアを備えたコンピュータプラットフォームにおいて実装される。コンピュータプラットフォームは、オペレーティングシステム及びマイクロ命令コードを更に含んでよい。ここで記載される様々なプロセス及び機能は、マイクロ命令コードの部分若しくはアプリケーションプログラムの部分のいずれか、又はそれらの組み合わせであってよく、CPUによって実行されてよい。加えて、様々な他のペリフェラルユニット、例えば、追加のデータストレージユニット及び印刷ユニットなどがコンピュ

40

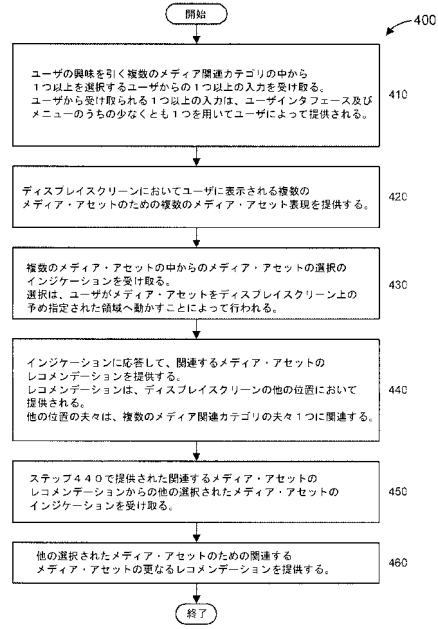
50



【 図 3 】



【 図 4 】



【 図 5 】

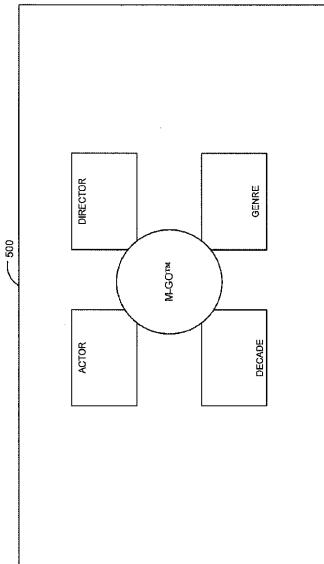


FIG. 5

【 図 6 】

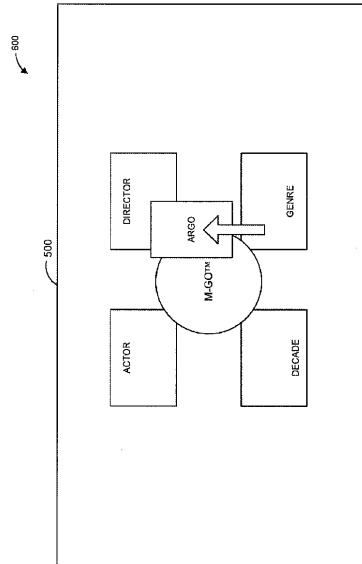


FIG. 6

【 7 】

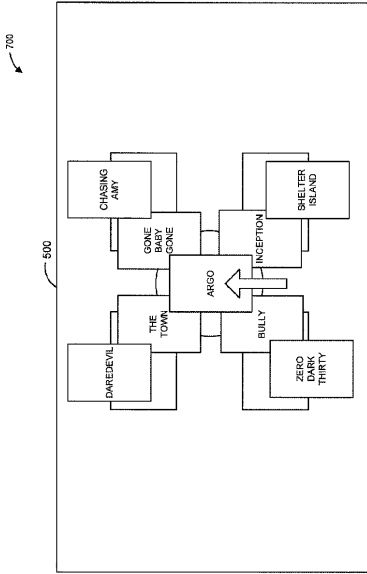


FIG. 7

## 【 国際調査報告 】

## INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No PCT/US2013/053409
---

<b>A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER</b>		
INV. H04N21/4725 H04N21/482 H04N21/4722 H04N21/254 G06F17/30 G06F3/048		
ADD. According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC		
<b>B. FIELDS SEARCHED</b>		
Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols) H04N G06F		
Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched		
Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practicable, search terms used) EPO-Internal, WPI Data		
<b>C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT</b>		
Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
X	US 2011/055762 A1 (JUNG WOOJUN [KR] ET AL) 3 March 2011 (2011-03-03) figures 7-13 paragraph [0082] - paragraph [0102] -----	1-15
X	US 2010/175031 A1 (ALTON BENJAMIN [US] ET AL) 8 July 2010 (2010-07-08) figures 5, 6 paragraph [0013] - paragraph [0038] -----	1-15
A	US 2012/291056 A1 (DONOGHUE PATRICK J [US]) 15 November 2012 (2012-11-15) the whole document -----	1-15
A	WO 2012/088374 A1 (THOMSON LICENSING [FR]; PICKERSGILL JASON DOUGLAS [US]; WALKER MARK LE) 28 June 2012 (2012-06-28) the whole document -----	1-15
<input type="checkbox"/> Further documents are listed in the continuation of Box C. <input checked="" type="checkbox"/> See patent family annex.		
* Special categories of cited documents : "A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance "E" earlier application or patent but published on or after the international filing date "L" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified) "O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means "P" document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed "T" later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention "X" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone "Y" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art "&" document member of the same patent family		
Date of the actual completion of the international search 15 January 2014		Date of mailing of the international search report 23/01/2014
Name and mailing address of the ISA/ European Patent Office, P.B. 5818 Patentlaan 2 NL - 2280 HV Rijswijk Tel. (+31-70) 340-2040, Fax: (+31-70) 340-3016		Authorized officer Berthel�, P

1

**INTERNATIONAL SEARCH REPORT**

Information on patent family members

International application No

PCT/US2013/053409

Patent document cited in search report	Publication date	Patent family member(s)	Publication date
US 2011055762 A1	03-03-2011	KR 20110024262 A US 2011055762 A1	09-03-2011 03-03-2011
US 2010175031 A1	08-07-2010	NONE	
US 2012291056 A1	15-11-2012	NONE	
WO 2012088374 A1	28-06-2012	CN 103270769 A EP 2656627 A1 US 2013268557 A1 WO 2012088374 A1	28-08-2013 30-10-2013 10-10-2013 28-06-2012

## フロントページの続き

(81)指定国 AP(BW, GH, GM, KE, LR, LS, MW, MZ, NA, RW, SD, SL, SZ, TZ, UG, ZM, ZW), EA(AM, AZ, BY, KG, KZ, RU, TJ, TM), EP(AL, AT, BE, BG, CH, CY, CZ, DE, DK, EE, ES, FI, FR, GB, GR, HR, HU, IE, IS, IT, LT, LU, LV, MC, MK, MT, NL, NO, PL, PT, RO, RS, SE, SI, SK, SM, TR), OA(BF, BJ, CF, CG, CI, CM, GA, GN, GQ, GW, KM, ML, MR, NE, SN, TD, TG), AE, AG, AL, AM, AO, AT, AU, AZ, BA, BB, BG, BH, BN, BR, BW, BY, BZ, CA, CH, CL, CN, CO, CR, CU, CZ, DE, DK, DM, DO, DZ, EC, EE, EG, ES, FI, GB, GD, GE, GH, GM, GT, HN, HR, HU, ID, IL, IN, IS, JP, KE, KG, KN, KP, KR, KZ, LA, LC, LK, LR, LS, LT, LU, LY, MA, MD, ME, MG, MK, MN, MW, MX, MY, MZ, NA, NG, NI, NO, NZ, OM, PA, PE, PG, PH, PL, PT, QA, RO, RS, RU, RW, SC, SD, SE, SG, SK, SL, SM, ST, SV, SY, TH, TJ, TM, TN, TR, TT, TZ, UA, UG, US, UZ, VC

(72)発明者 ミンニティ, バスティアン

アメリカ合衆国, カリフォルニア州 91505 パーバンク メープル ストリート 1251  
ノース

Fターム(参考) 5C164 FA11 GA05 MA06S SB06S SB31P UB10S UB41S UB81S UD53P YA11  
5E555 AA42 AA59 AA72 BA02 BA19 BA87 BB02 BB19 BC17 CA24  
CB08 CB34 DB11 DB18 DC13 EA05 FA00